

埼玉県立大学専門職連携教育研修センターの業務等を定める規程

令和6年4月1日

規程第153号

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県立大学学則（平成22年規則第1号。以下「学則」という。）第9条の3第2項の規定に基づき、埼玉県立大学専門職連携教育研修センター（以下「センター」という。）の業務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、埼玉県立大学の教育研究資源やその成果を用いて、地域の関係機関等と連携しつつ、大学内外における専門職連携教育の普及及び発展に貢献する際の拠点として機能することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。ただし、高等教育開発センターが行う業務は除くものとする。

- 一 専門職連携教育の支援に関すること
- 二 専門職連携教育に係る保健医療福祉施設等との連携に関すること
- 三 専門職連携教育に係る研修の企画及び実施に関すること
- 四 保健医療福祉従事者等を対象とした専門職連携研修の企画及び実施に関すること
- 五 その他専門職連携の教育及び研修の推進に関すること

(組織・職員)

第4条 センターに、学則第17条の3の規定に基づく専門職連携教育研修センター長（以下「センター長」という。）及び公立大学法人埼玉県立大学組織規則（平成22年規則第6号。）第20条の規定に基づく職員を置く。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、センターの業務に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。